平成２１年（フ）第７６００号
大阪府守口市南寺方南通１丁目９番20号
債務者　森口　君枝
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６３２号
大阪市大正区泉尾７丁目14番２―501号
債務者　岡村　祐二
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６３９号
大阪府豊中市利倉西２丁目６番15―601号
債務者　深谷　昭勝
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６９９号
大阪市東住吉区矢田４丁目18番８―205号、登録原票上の住所東京都世田谷区上北沢１丁目32番４―501号
債務者　陳　　惠眞
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７３６号
大阪市東住吉区西今川２丁目15番20号
債務者　中嶋　孝枝
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７６６号
大阪府東大阪市横小路町５丁目９番９号
債務者　中谷　晴彦
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７９７号
大阪府吹田市豊津町40番12号
債務者　永本　裕二
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８０１号
大阪府八尾市安中町６丁目４番13―506号
債務者　伊東　靖子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８０８号
大阪府茨木市沢良宜浜３丁目１番６号
債務者　野村　智一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８１１号
大阪市北区本庄西２丁目12番３号　エムズ東梅田３―Ｃ号室
債務者　野口　康行
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６６号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北２―３―30ベルトピア忠岡北Ａ―106、住民票上の住所大阪府泉大津市なぎさ町２番３―604号、住民票上の前住所大阪府泉大津市池浦町３丁目４番25号
債務者　大庭　浩之
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７９２号
大阪府岸和田市南上町１―51―１、住民票上の住所堺市堺区西湊町５丁８番４号
債務者　田中　省三
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８３６号
大阪府泉佐野市鶴原247番地の１、前住所大阪府泉佐野市下瓦屋３丁目14番13―201号
債務者　横井　　武
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８５６号
大阪府泉佐野市長滝936番地の１―307
債務者　水野英雄こと　田島　英雄
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８５９号
大阪府岸和田市春木大小路町５番11号、前住所堺市西区原田199番地11
債務者　松岡　律子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８６８号
大阪府泉大津市助松町１丁目15番19号
債務者　札野英美子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８８０号
大阪府泉佐野市俵屋238番地の１―207、前住所大阪府堺市東区南野田168番地６
債務者　綱川　恭三
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係